たつの市条例第　号

たつの市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

たつの市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５４条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」を「２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。